



第24回 抗議デモ・学習会

5月12日(土)

- 抗議デモ 午後1:30集合 1:50出発 烏山区民センター前広場
- 学習会 午後2:30開会 烏山区民センターホール

オウム真理教事件の本質を解明!!

講演『オウム事件の宗教的動機を見据える』

—カルト宗教の本当の怖さを知るために—

オウム真理教事件の裁判が基本的に終結した。しかし、判決や報道からは事件群の根底にある宗教的動機を知ることは難しい。そこで最も肝心の宗教的動機をわかりやすく明らかにしながら、オウム真理教などのカルト宗教の怖さを考えてみたい。

烏山地域
オウム真理教対策
住民協議会

講師：フォト・ジャーナリスト **藤田庄市氏**



略歴

1947年(昭和22年)東京生まれ。大正大学(宗教学)卒。フォト・ジャーナリスト。日本写真家協会会員。カルト問題、政治と宗教、山岳信仰などの伝統宗教に至る宗教取材に従事。『宗教事件の内側』(岩波書店)、『オウム真理教事件』(朝日新聞社)、『熊野、修験の道を往く』(淡交社)『行とは何か』(新潮社)、『霊能の秘儀』(扶桑社)など著書多数。共著では『情報化時代とオウム真理教』(春秋社)

主催：烏山地域オウム真理教対策住民協議会

共催：世田谷区

平成24年度烏山地域

オウム真理教対策

住民協議会総会開催

平成24年度烏山地域オウム真理教対策住民協議会が、4月20日烏山総合支所2階会議室にて開催された。来賓として世田谷区から、保坂区長、山口烏山総合支所長が出席。住民協議会は、倉本名誉会長、海老澤顧問はじめ会員多数が出席した。総会は長島副会長の開会挨拶で始まり、23年度事業・決算・監査の各報告がおこなわれた。

事業報告では、監視活動、抗議デモ・学習会など、地域住民が多数参加できる活動形態の重要性が語られ、協議会ニュースの定期発行、会財政を支える募金活動、リサイクルバザーなど、多彩な活動が地域住民の支持を得てきたと報告された。

事業・決算・監査の報告が全員の拍手で承認され、平成24年度事業計画・予算案の提案へと議事が進められた。事業計画では、苦しくなった会財政を募金活動などで回復させる、アレフの移転は住民協議会の活動に依るところが多と確認、意見交換後、事業計画・予算が全員の拍手で承認された。規約改正が提案され、現在の協議会名から(現アレフ)を削除し、「烏山地域オウム真理教対策住民協議会」に変更などが承認された。

任期半ばで急逝された田中光男会長の後任として、千駄山町会長、甲斐岡治郎氏を新会長に決定し総会は終了した。



ありがとうございました。リサイクルバザー雨の中“盛況”

4月14日(土)、オウム真理教対策住民協議会主催の第6回リサイクルバザーが烏山区民センターで行われました。3月16日から地域の皆様に呼びかけて、物品を寄贈していただきました。計5回の受付に際して、多くの品物が集まり変らぬご協力に感謝です。過去6回すべてに品物を持ち寄って下さった方、忘れずに励ましの声をかけて下さる方、大きな荷物をいたわりながら運んで下さったお年寄りのご夫婦、自転車で何度も運んで下さる方もいました。そんな温かな気持ちに支えられて行われたバザー当日は、朝からあいにくの雨でした。今年会場を4ヶ所に分割したことで、朝早くから準備に動き回る住民協議会のメンバーも大変でしたが、雨の中早くから並んで待つて下さるお客さんを見て、嬉しい悲鳴もあがりました。午前10時から午後2時までの間、外のテントと館内の会場では、雨にも関わらず大盛況でした。一人で持ち帰れるだろうかと思える程の荷物をかかえた人。親子で10以上の靴を買って行った人。日用品10円コーナーで、500円でこんなに買えたと嬉しそうな顔の若い夫婦。私たちも喜んでいただけて嬉しい

1日でした。これも寄贈していただいた方々や、お手伝いして下さった多くの皆さんの協議会活動へのご協力と受取り、今後もオウム真理教「解散・解体」への活動を続けて行きます。リサイクルバザーの売上金は、私たち住民協議会活動の何よりの支えです。大切に活動資金として使わせていただきます。昨年に引続き、募金・売上金の一部を東日本大震災・津波遺児支援として、あしなが育英会に支援金として寄付させていただきました。これからも変わらぬご支援とご協力をお願いいたします。



足立区のアレフ施設への都市ガス敷設工事に係る訴訟について

去る3月13日(火)に、アレフの関連会社(以下「原告」という。)が、足立区及び処分行政庁である足立区長を被告として、東京地方裁判所に提起した訴訟の判決がありましたので、概要を紹介します。

訴訟の内容は、「道路占用不許可処分の取消し及び国家賠償法に基づく損害賠償」を求めるものでしたが、判決は原告の請求を「いずれも棄却する」というものでした。なお、原告は、この判決を不服とし控訴したとのことです。

1. 訴訟の概要

原告は、平成22年3月29日に前所有者から購入した足立区入谷9丁目の鉄筋コンクリート造4階建ての建物に都市ガス設備がないことから、東京ガスに都市ガス供給を依頼した。依頼を受けた東京ガスは、足立区長にガス管理設工事のための道路占用許可申請を行ったが、足立区長はこれを不許可とした。

そこで、原告は平成23年4月7日に、道路占用不許可処分の取消しと併せ、プロパンガスを導入せざるを得なくなったことにより生じた経費(271万円余)を賠償せよとの訴えを提起し、道路占用不許可処分の適法性及び、被告の損害賠償請求責任の有無について争った。

2. 判決の要旨

『道路占用許可申請については、ライフラインに関する公共公益設備等について形式的な要件が整えば必ず許可を出さな

ければならないものではなく、公共の福祉の増進という道路法の目的に反するような場合にまで、道路管理者が占用許可を要請しているとは考えられない。

原告の建物や付近の家屋の多くは、現在でもプロパンガスを使用しており、また付近住民はアレフに強い恐怖感、嫌悪感を有し、オウム真理教対策住民協議会を設立し対決姿勢を示している。付近住民等は仮にガス管が敷設されても、そのガス管を利用して都市ガス供給を受ける意思がないことを明確にしており、ガス管工事が行われると付近住民と軋轢が高まり、反対運動が激化し異常かつ危険な事態が生じる懸念がある。

よって、この占用許可申請により敷設されるガス管は、専ら原告のためのものであり、敷設による利益は、その内容や本件に現れた特殊事情に鑑みて、公益性公共性の程度は低い。さらに工事区間が総延長146m、工期も71日の長期にわたるため、一般公衆の道路利用という公益への影響は甚大である。

ガス供給の方法は、都市ガスのほかプロパンガス等の方法があり、上下水道に比べると公共性公益性は高いとはいえない。

したがって、道路占用許可申請を許可しないことに、「公益上やむを得ない事情」が認められ、不許可処分は適法である。よって、損害賠償請求は、その前提を欠き理由がない。』と判じている。

住民協議会活動報告

4月13日(金) リサイクルバザー前日準備
4月14日(土) 第6回リサイクルバザー・募金活動
4月16日(月) 協議会ニュース115号初校正

4月20日(金) 住民協議会総会・実行委員会
4月23日(月) 協議会ニュース115号再校正
5月7日(月) 事務局会議
5月8日(火) 協議会ニュース115号発行

協議会ホームページアドレス <http://www.kyogikai.jp>

この協議会ニュースは、皆様の募金により発行されています。